

【現行】

労働条件通知書	
____ 殿 年 月 日	
契約期間	年 月 日～ 年 月 日
就業場所	赤坂支店
従事すべき業務の内容	経理

今は雇入れ直後のみでよい

人事異動

就業規則に転勤や業務内容・職種変更の条項があれば、人事異動に関しては概ね認められている。

人材活用の観点

解雇検討時には他拠点への異動の検討が必要。

【法改正後】

労働条件通知書	
____ 殿 年 月 日	
契約期間	年 月 日～ 年 月 日
就業場所	(雇入れ直後) 赤坂支店 (変更の範囲) 関東近郊
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 経理, 総務, 人事

人事異動

労働条件通知書等に記載されている範囲にのみ人事異動が可能。

人材活用の観点

解雇検討時には記載されている拠点のみでの検討が良い。

赤坂支店のみの記載の場合には、他拠点への異動検討は不要。